人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年七月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―三〇―七六

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第七条第二項の表中「管制保安部」を「交通管制部」に改める。

第二十三条第一項第二号中「、那覇空港事務所又は下地島空港事務所」を「又は那覇空港事務所」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年七月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―五五―一〇七

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表沖縄県の項中「大阪航空局下地島空港事務所」を「大阪航空局下地島空港出張所」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年七月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一一三―七

人事院規則九―一一三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一一三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第十号イ中「自動車交通局保障課及び技術安全部」を「自動車局安全政策課及び」に改め、同号ハ中「技術部」を「安全部」に改め、同号ト中「管制保安部」を「交通管制部」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第五号

平成二十四年歌会始お題「岸」の詠進歌の選者は、次の者に定められた。

岡井　隆

篠　弘

三枝　昂之

永田　和宏

内藤　明

平成二十三年七月一日

宮内庁長官　羽毛田信吾

○消費者庁告示第六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第二項の規定に基づき内閣総理大臣が玄米及び精米品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第五百十五号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月一日

消費者庁長官　福嶋　浩彦

第四条第一項第二号ウ中「原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの（以下「証明米」という。）が含まれている場合にあっては、当該証明米について」を「は、」に、「の全部又は一部を」を「について、証明の内容に基づき、」に改め、「対応する」の次に「原料玄米の」を、「併せて記載することができる。」の次に「ただし、産地について証明を受けていない原料玄米の産地については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第４条に基づき伝達される産地を記載することができるものとする。」を加え、「産地はアに規定するところにより記載し」を削り、同ト中「証明米」を「原料玄米」に改め、同イ中「証明米のうち一部の証明米のみについて」を「原料玄米の一部の原料玄米についてのみ」に改め、同ウ中「証明米」を「原料玄米」に改め、次のように加える。

(ヰ)　産地の表示をする場合にあっては、アに規定するところにより記載し、産地について証明を受けていない原料玄米については、当該産地の次に括弧を付して「産地未検査」と記載すること。

第五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号を一つずつ繰り上げる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消費者庁告示第七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第二項の規定に基づき内閣総理大臣がめん類等用つゆ品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月一日

消費者庁長官　福嶋　浩彦

第四条第一項第二号を次のように改める。

(2)　原材料名

しょうゆは、「しょうゆ」の文字の次に括弧を付して「本醸造」、「混合醸造」、「混合」と製造方式を記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十五年六月三十日以前に製造され、加工され、又は輸入されるめん類等用つゆの品質に関する表示については、この告示による改正前のめん類等用つゆ品質表示基準の規定の例によることができる。

○法務省告示第三百三十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号、法別表第一の二の表の教育の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号イ(2)、法別表第一の二の表の技術の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号ロ、法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号ロ及び法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄（ロに係る部分に限る。）に掲げる活動の項下欄第一号ロに規定する専修学校の専門課程の修了に関する要件は、次のいずれかに該当する者であることとする。

イ　本邦において専修学校の専門課程の教育を受け、規程第二条の規定により専門士と称することができること。

ロ　規程第三条の規定により高度専門士と称することができること。

○法務省告示第三百三十一号

福島県伊達市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十三年七月一日

法務大臣　江田　五月

福島県伊達郡小國村大字下小國字力持十六番地

宍戸　幸男

○法務省告示第三百三十二号

福島県伊達市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十三年七月一日

法務大臣　江田　五月

福島県伊達郡小國村大字下小國字繕木六十四番地

本田　貞子

人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号ロ及び法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄（ロに係る部分に限る。）に掲げる活動の項下欄第一号ロの規定に基づき、専修学校の専門課程の修了に関する要件は次のとおりとする。

平成二十三年七月一日

法務大臣　江田　五月

一　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）の表の法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号に規定する専修学校の専門課程の修了に関する要件は、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号。以下「規程」という。）第三条の規定により高度専門士と称することができる者であることとする。

二　基準省令の表の法別表第一の二の表の教育の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号イ(2)、法別表第一の二の表の技術の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号ロ、法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号ロ及び法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄（ロに係る部分に限る。）に掲げる活動の項下欄第一号ロに規定する専修学校の専門課程の修了に関する要件は、次のいずれかに該当する者であることとする。

イ　本邦において専修学校の専門課程の教育を受け、規程第二条の規定により専門士と称することができること。

ロ　規程第三条の規定により高度専門士と称することができること。